

自治会運営でお悩みの 区長・町内会長の皆様へ

町内会員様からの声で、
お悩み、お困りごとはありませんか？
そんなときは「くらし人権課」にご相談ください！

《 会員様から寄せられる声の例 》

- ・ 町内会に入る意味が分からないので退会したい。
- ・ 高齢なので役員を担うことができない。
- ・ 働いているので（高齢なので）、
リサイクルステーションの立ち当番ができない。
- ・ 若い人が少なくお祭りなどの準備をするのが大変。



皆様のお悩みにアドバイスします。
まずは、お気軽にお電話ください。

多治見市役所 くらし人権課 担当水野・河村

TEL 0572-22-1134 FAX 0572-25-7233

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地